

市町村合併に伴う省エネルギー地域区分の改正について

建築主の判断の基準（以下「告示」という）においては、全国を市町村単位で6つの地域（以下「省エネ地域区分」という。）に区分し、それぞれの気候に応じて、求める省エネルギー性能を規定している。

平成11年の告示改正以降、異なる省エネ地域区分の市町村が、ひとつの市等に合併している事例が多くあり、今般、これに対応した改正を行うこととする。

※ 規定上の標記の整理を行うものであり、これまで「Ⅲ地域」だった区域が、「Ⅳ地域」に変更するというものではない。

○ 考え方

異なる省エネ地域区分の市町村が合併されているものについては、次のとおり標記する。

（A市が省エネ地域区分Ⅲ、それ以外はⅣとする）

（例1）A市+B町 → A市（B町が吸収）

標記方法：Ⅲ地域 A市（旧B町を除く）

（例2）A市+B市 → C市（合併して新名称C市）

標記方法：Ⅲ地域 C市（旧A市に限る）

【岐阜県飛騨市の事例】

現行告示（平成11年）における規定

市町村名称	地域区分
古川町、河合村	Ⅱ地域
宮川村、神岡町	Ⅲ地域



平成16年2月 古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併し「飛騨市」



改正後の規定

市町村名称	地域区分
飛騨市（旧古川町、河合村に限る。）	Ⅱ地域
飛騨市（旧宮川村、神岡町に限る。）	Ⅲ地域